

県南広域振興局長告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、金流川沿岸涌津土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年2月7日

県南広域振興局長 小 島 純

1 就任

(1) 理事

岩 渕	功	一関市花泉町涌津字松子沢50番地10
岩 渕	正彦	〃 〃 〃 字町浦173番地
小野寺	幸浩	〃 〃 〃 字矢ノ目78番地
熊 谷	辰也	〃 〃 〃 字五輪堂5番地1
佐々木	敏之	〃 〃 〃 字中町10番地

(2) 監事

菅 原	勉	一関市花泉町涌津字道下36番地
小野寺	和男	〃 〃 〃 字下原258番地

2 退任

(1) 理事

岩 渕	功	一関市花泉町涌津字松子沢50番地10
岩 渕	正彦	〃 〃 〃 字町浦173番地
小野寺	幸浩	〃 〃 〃 字矢ノ目78番地
熊 谷	辰也	〃 〃 〃 字五輪堂5番地1
佐々木	敏之	〃 〃 〃 字中町10番地

(2) 監事

菅 原	勉	一関市花泉町涌津字道下36番地
小野寺	和男	〃 〃 〃 字下原258番地